

# 北陸圏域道路啓開計画の概要（骨子案）

## 目的

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開の重要性が再認識され、これを踏まえ、令和7年に道路法を改正し、道路啓開計画が法定化された。

北陸圏域（新潟県、富山県、石川県）において、道路法第22条の3に定める道路啓開計画として、関係機関との連携・協力により、大規模災害時において、道路啓開の実効性のある計画を策定することを目的とする。

## 計画の概要

### 1. 対象とする災害

- 近年、地域内で発生した最大規模の地震である「令和6年能登半島地震」を対象

### 2. 道路啓開の目標

### 3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- 救命・救助活動において極めて重要な時間帯である、発災後概ね72時間以内を目標
- 目標達成のために必要となる防災拠点を定めるとともに、道路啓開の役割・機能に応じてルートを設定のうえ、優先的に啓開を実施する路線・区間を定める
- 能登半島地震の教訓を踏まえ、海路・空路を活用したアクセスについても検討
- 発災後は、被害状況や孤立集落等の状況を踏まえ臨機に優先順位の調整を実施

広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の目標となる拠点	
進出拠点	広域支援ルートから被災地（活動拠点）に向けた被災地進出を接続する防災拠点	
救助活動拠点	被災地の啓開の拠点となる防災拠点	
救命救急活動拠点	災害拠点病院や救命救助活動の司令塔として機能している拠点	

広域支援ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部隊等の広域的な移動のため、広域進出拠点を連絡するルート</li> <li>人命救助に係る救命救急活動拠点に移動するためのルート</li> </ul>	発災からおおむね24時間以内を目標
被災地進出ルート	被災地内の活動に向けて、広域支援ルートと進出拠点を連絡するルート	発災からおおむね48時間以内を目標
被災地内ルート	甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルートおよび被災地進出ルートの代替路線	発災からおおむね72時間以内を目標

### 4. 道路啓開の方法

#### 1) 道路啓開の方法

- 緊急車両が最低限通れるように、5m幅を確保する
- 道路啓開作業においては、余震等に十分留意するため中止基準を定める
- 関係機関が共通の目標のもと連携して行動できるようタイムラインを設定
- あらかじめ道路啓開を実施する建設会社等の担当範囲を定める

#### 2) 管理区分を超えた道路啓開の実施

- 発災直後の円滑な道路啓開に向けて、道路法22条の3に基づき、国が本来道路管理者に代わって道路啓開を行うことができる路線・区間（「直轄啓開路線」）を設定

### 5. 資機材の備蓄・調達

- 被害想定を踏まえ、必要な資機材等を算出するとともに、資機材等備蓄量を整理し、不足量について整理する
- 不足がある場合は広域支援等についても検討・整理する

【被災想定】能登半島地震の状況も踏まえ以下を想定  
津波堆積物、沿道施設倒壊、斜面・法面崩壊、段差・亀裂、立ち往生車両 等

- このほか、ガレキ等の仮置き場や燃料調達体制についてもあらかじめ整理する

### 6. 実践的な訓練

- 実動訓練、机上訓練のメニューを組み合わせ、年1回以上、ブロック単位での訓練を実施できるような訓練計画を策定する
- 訓練は道路管理者の他、協議関係者の参加も調整したうえで実施する

### 7. 情報収集・伝達

- 道路管理者と関係機関における情報収集・伝達体制に関する体制・系統図を整理する
- その際、孤立集落情報やライフラインの情報を収集する体制についても整理する

### 8. その他

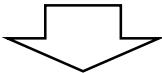
- 道路啓開計画は5年に1回の見直しを行うことを基本とし、必要な対策の充実を図る
- 道路啓開、救命救助、集積拠点としての活用を行うため「道の駅」の防災機能などを整理する
- 道路啓開ルートの防災上の課題や対策状況について整理し、迂回ルートの設定などに活用する
- 地域の道路ネットワークの課題等について整理する
- 他の自然災害や原子力災害との複合災害が発生した際のリスクや避難路について関係者と共有するとともに、情報連絡体制を整理する

# 今後の進め方（案）

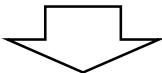
資料3

令和7年8月29日

令和7年度 第1回北陸圏域道路啓開計画策定協議会

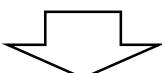


（8月29日以降、ワーキンググループで実務的な検討実施）



令和7年11月28日  
**（今回）**

令和7年度 第2回北陸圏域道路啓開計画策定協議会



ワーキンググループ等で  
道路啓開計画（案）の確認

令和7年12月中旬

令和7年度 第3回北陸圏域道路啓開計画策定協議会



令和7年12月下旬

改正道路法に基づく  
北陸圏域道路啓開計画（北陸全体版）策定・公表

令和8年度

各県単位 道路啓開計画策定協議会 設立



各県単位 道路啓開計画 策定・公表